

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成26年3月26日

照会者名 篠塚・野田法律事務所

弁護士 泉原 智史 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成26年2月14日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、X社のハイブリッドケーソンの製作の請負については、建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の適用対象となる。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会のあった事実において、X社のハイブリッドケーソンの製作については、法別表第1のとび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事又は土木一式工事にあたり、法第2条第1項に定める建設工事に該当するため。

なお、X社の行為が建設工事に該当しないとする見解の根拠として記載されている照会書3.(2)ア及びイについては、それぞれ以下の理由により根拠とはならない。

ア ご指摘の点については、屋根工事と電気工事の内容を例示しているにすぎず、当該例示をもって他の建設工事すべてについて「建設工事であるためには、目的物を最終的に据付又は固定することが必須の要素である」ということはできない。

イ 「平成24年12月28日付け法令適用事前確認手続回答書」については、あくまでも照会者から提示された「請負者の自社工場でのハイブリッドケーソンの製作」という事実のみを前提に回答したものの。